

リスト

各国の原子力法

——規制の目的・対象・方法、管理機構——

金沢良雄

米、英、仏、加、豪、西独、インド、
ブラジル、チリ、ボンジュラス、メキシコ、ノールウェーなどについて――

一、規制の目的

(1) 軍事目的を主とするもの

(2) 軍事・平和の両目的を均しくも

(3) 平和目的を主とするもの

二、規制の対象

(1) 鉱物資源

(2) 原子力の生産利用に必要な物質

(3) 放射性物質

(4) 施設

(5) 規制の方法

(6) 管理の機関

(7) 政府の行政機関によるもの

(8) 公共企業体によるもの

(9) 調査奨励機関を設けているもの

はしがき

原子力の平和的利用の問題は、今日、あさしく大きな問題となってきた。わが

〇月一二日朝日。

このよくながめの国的事情から、田舎海

外に転じてみると、すでに、世界の数十カ国は、何等かの形で、原子力に関する法律をすでに制定しているのである。そこで、わが國も、おくればせながら、いよいよ、原子力に関する法律をつくるというときにあたって、各国の原子力関係の法律が、どのようなものであるかを知っておくことの意義は、すくなくないであろう。

本稿は、主な国の原子力関係法律について、一応の素描をえがこうとするものである。それには、一、規制の目的、二を契機に、急速に、この方面の準備が進められ、工業技術院は、三年度の原子力平和利用研究に関し、五億七千万円を超える予算を大蔵省に要求した(一〇月一二日朝日)。さらに、ショネーヴでの原子力平和利用国際会議から帰国した議員は、「総合的基本法たる原子力法を至急制定し、平和利用および日本学術会議のいわゆる三原則の基本線を厳守する」とともに、資源、燃料、技術の国家的管理、安全保障、教育および技術者養成、国際協力などの事項を規定すること」という共同声明を発表し(九月一・三日毎日)、また、上記の予算に関連して、来る通常国会には、「原子力研究所設置法案」や「原子燃料開発公社法案」が提出される予定であると伝えられている(一

月一二日朝日)。原子力の管理の目的には、今日、大別して、軍事目的と平和目的の二つの面がある。軍事目的のために、原子力を管理する必要性が生ずることについては、い

(一) 軍事目的を主とするもの

原子力の管理の目的には、今日、大別して、軍事目的と平和目的の二つの面がある。軍事目的のために、原子力を管理する必要性が生ずることについては、い

まさら、いまだもないであろう。しかし、また、原子力の平和利用といふことにはれば、公益事業の立場から何等かの規制を加える必要もあるうし、また、社会的害の防止や、公衆衛生的立場から規制が必要となってくる。

したがって、今日では、多数の国が、何等かの形で、原子力の管理についての法令を定めている。

ところで、軍事目的と平和目的の二つ

の面について、各國の法令が、いずれに

重点をおいているか、ということになる

と、そこには、多少のニアансがある。この二つの面は、ときどきは、混然と

して、はたして、いずれに重点があるかがあきらかでないようになる場合もあるが、その国の事情に応じて、いずれに

重点がおかれているかにつき相異がみられる。ただ、近時は、平和利用ということが、やかましくいわれるようになって

きているので、全体の傾向としては、平和目的面が重視されようとしているよう

である。そこで、重点のおきかたにより

区別して論することは、困難ではあるが、つぎには、一応、(1) 軍事目的を

主とするもの、(2) 軍事・平和の両目的を均衡しきるもの、(3) 平和目的を

主とするもの、に分つて考察してみよう。

(一) 軍事目的を主とするもの

軍事目的を主とする原子力法の例としては、アメリカの原子力法をあげることができる。アメリカでは、最初、一九四六年に原子力法(AAtomic Energy Act of 1946)が定められたが、これは、必ず軍事目的利用のために原子力を国のもとに握ることについて定めたものであった。

同法は、「政策の宣言」(一条)において、「軍事目的上、原子爆弾の意義は明瞭で

ある」とことをみとめて、「国防及び安全保障を確保すると、より至上目的に従う

ナ リ ス ト

3 時の問題

ことを条件にして」原子力の開発及び利用は、実行しうるかぎり「公共の福祉の増進、生活水準の向上、民間企業における自由競争の強化および世界平和の促進に向けられるべきである」とし、軍事目的を主としていることを示していた。同法はその後、若干の改正を経て、「一九五四年の原子力法（Atomic Energy Act of 1954）」となつた。この一九五四年の法律は、原子力の平和的利用がやがましくいわれるようになったのにともなつて、原子弹の平和目的への解放に向つて大きく転換を示したものであった。このことには、アイゼンハウアー大統領が、同法案の審議につき、国会に要請した特別教書でもあからかにされてゐるところであり、この教書では、

一、アメリカの友好国との協力を図り、援助を拡大すること、二、原子力の平和的利用の開発に対し、民間企業が参画する機会を与えること、三、情報、資料の管理につき手続を改善することがあけられていた。そして、同法は、その頭に、アメリカの原子力についての「政策の宣言」をかかげ（一条）

「原子力は、軍事的にもまた平和的にも応用できるものである。よりして、合衆国の政策として、次のことを宣言す。

力の開発、利用および管理は、一般の福祉に対しして最大の貢献をなすように行わなければならぬ。かつては、世界平和を促進し、一般的の福祉を増進し、生活水準の向上を図り、民間企業の自由競争の健全化を計るように行われなければならぬ。」とする。すなわち、ここでは、軍事目的的（一条〇）と平和目的（一条〇）が並んで記載されているが、やはり、「国防と安全保障」が至上目的とされていて、これは、かわりがなく、また同法の全体を通じて感じられるることは、どちらかといえども、軍事目的に重点がおかれ、軍事目的からみて、差支えのない限度で、平和的利用に解放するなど、建前がとられていて、すなわち、特殊核物質の生産設備は、原則として國（原子力委員会）に独占的に所有され、原子力委員会が、「國家の防衛と安全保障」（common defense and security）のために必要とみとめた場合に、契約によりその所有の生産設備を用いて生産をせらるしがである（四二条）、また、特殊核物質も國の所有に屬し（五二条）、特別の許可によつてこれを配給し利用させることとし（五三三条）、國家の防衛と安全保障」を害するねある者には、委員会は配給してはならないこととしている（五七条〇二）。その

他、同法の運営上、「國家の防衛と安全を**保障**」とが条件とされている場合が、ある。されると(例えは、特殊核物質の決定につき五一条、原料物質の決定など)のみならず、とくに、情報の管理が厳重に行われるところ、「國家の防衛と**安全保謐**」のためににはかなひなべ(一四一条～一四二条)。しかし、アメリカの一九五四四年の原子力法が、平和的利用のための解放にむかって大きく転換したことな十分にみとめねばならない。

なお、軍事的に重点をおくる点では同じではあるが、アメリカの場合とは異なり意味をもつものとなるべきは、西ドイツの原子力取締法(Gesetz Nr. 22 der Alliierten Höhen Kommission für Deutschland, betr. Überwachung von Sonder-Einrichtungen und Ausrüstungen auf dem Gebiet der Atomenergie, vom 2. März 1950)。この法律は、むづかしく言うと、ねける原子力活動を禁止・制限するものである。この法律は、原子力に関する諸活動を一概的に禁止(「一条」)する法律で、一定の研究機関・教育機関医療機関には、一定の活動をひととめ(「二条」)。また、申請によりて上記の禁止を除除外する方法を定めたところ(「六条」)。

(2) 軍事・平和の両目的を均しある
とみられるが、

軍事目的と平和目的とのいかれにも均しへ重視されへぬと見えられるものと
しては、イギリス、フランスなどの立法
例をおげることがやあ。

イギリスの原子力関係立法には、
一九四六年の原子力法(Atomic Energy
Act)、一九四八年の放射性物質法(Ra-
diative Substances Act)、一九五四年
の原子力公社法(Atomic Energy Auth-
ority Act)があ。

イギリスの原子力法は、その目的が、
軍事目的であるとか平和目的であるとか
についでは、とくに一般的に明定して
いない。しかし、同法の制定當時、それ
が、とくに、軍事目的を有していたこと
は、供給大臣(Minister of Supply)(航
空機や武器の供給を担当)が、原子力の
管理についての一般的な広汎な権限をも
つてのことと(一条・二条等)まだ、原
子力の生産及び使用の統制権限をもつ
てること(一〇条)などによって知る
ことがやあ。わいに、情報の発表に
対する承認(一一条②)や、発明に対す
る特許に關つては(一二条②)、明文
やむに「防衛目的のための重要性」
(Importance for purpose of defence)が
条件とされたものである。このよう
に、イギリスの原子力法は、軍事目的を

リスト

有するにいざ、あらひなであらが、その反面、やれば、防衛的見地から必要なかつて統制し、そつてない場合にば、平和的利用をみとめて行くところ態度があられる。前述の原子力法に関する供給大臣の権限は、一九五三年に松機相に移管されたが、このこいば、平和的利用の趨勢にかんがみ、軍事面のみならず、平和面やく考慮した結果と思われ。かくして放射性物質法にねじてば、むしろ平和的利用面での規制が生じたとねり、例えば、医師、薬剤師に関する規制（三条）、医療目的のための放射装置の使用に関する規制（四条）、放射性物質及び放射性装置をともなう職業に対する安全規則に関する規定（五条）などが、周到に用意されているのである。

なお、若干のリストはあらが、イ

ハムの原子力法（Atomic Energy Act, 6. April, 1948）オーストリアの原子力法（Atomic Energy (control of materials) Act, 14. Aug. 1949）など、イギリスの原子力法の同じく解説があるのである。

フランク福士、一九四五年的「原子力部の設置に関する命令」（Ordonnance no 45-2563 du 18 Octobre 1945 instituant un Commissariat à l'Energie Atomique）

が定められ、原子力の管理機關といつて、原子力部が設けられた。この命令の前文では、原子力に関する研究の利益を与へる

よもやな機構をつくる必要があらが、それを、「政府」と一体になつてからで統制し、そつてない場合にば、平和的利用をみとめて行くところ態度があられる。前述の原子力法に関する供給大臣の権限は、一九五三年に松機相に移管されたが、このこいば、平和的利用の趨勢にかんがみ、軍事面のみならず、平和面やく考慮した結果と思われ。かくして放射性物質法にねじてば、むしろ平和的利用面での規制が生じたとねり、例えば、医師、薬剤師に関する規制（三条）、医療目的のための放射装置の使用に関する規制（四条）、放射性物質及び放射性装置をともなう職業に対する安全規則に関する規定（五条）などが、周到に用意されているのである。

なお、若干のリストはあらが、イハムの原子力法（Atomic Energy Act, 6. April, 1948）オーストリアの原子力法（Atomic Energy (control of materials) Act, 14. Aug. 1949）など、イギリスの原子力法の同じく解説があるのである。

ハムの原子力法（Atomic Energy Act, 6. April, 1948）オーストリアの原子力法（Atomic Energy (control of materials) Act, 14. Aug. 1949）など、イギリスの原子力法の同じく解説があるのである。

ハムの原子力法（Atomic Energy Act, 6. April, 1948）オーストリアの原子力法（Atomic Energy (control of materials) Act, 14. Aug. 1949）など、イギリスの原子力法の同じく解説があるのである。

onal Research Council Controlling the

Utilization of Atomic Energy, 1951）が定められ、原子力利用の範囲のための国家調査会議が設けられた。しかし、この機関の主たる目的は、科学的技術的調査の発展を促進し奨励することにあるのである。

あつて、軍事目的のために管理を行ふといつて、原子力の発展が政策的に（したがつて軍事目的に）制約される可能性があるといふふうに、他方では、その自由化を熱望する立場からいの面を示しているものがある。したがつて、原子力の自由な研究による自由な開発利用は、ラジウムのやむことからいたちがいなく、しかる、この命令にみられるところでは、やはり、平和面のみでなく軍事面にも同じように重視をねじてあるといわん。

かくして、この命令は、

この命令で定められてくる原子力部の権限のなかにもあらわれてゐるのであり、その権限の一へんとして「原子力を科学、工業及び国防（défense nationale）の分野において利用するための科学的技術的調査」をかかげてゐるのである（二条）。

II 規制の対象

（3）平和目的を付せしめゆる

平和目的をもつてあると看えられる

トマシムやば、一九五一年に「原子力

利用を管理する國家調査会議の設置に關する法律」（Law Establishing the Na-

tion Research Council Controlling the Utilization of Atomic Energy, 1951）が定められ、原子力利用の範囲のための国家調査会議が設けられた。しかし、この機関の主たる目的は、科学的技術的調査の発展を促進し奨励することにあるのである。

（一）鉱物資源

原子力の生産に必要な鉱物資源は、多くの面において、規制の対象とされていふ。

トマシムやば、一九五一年に「原子力

利用を管理する國家調査会議の設置に關する法律」（Law Establishing the Na-

tion Research Council Controlling the Utilization of Atomic Energy, 1951）が定められ、原子力利用の範囲のための国家調査会議が設けられた。しかし、この機関の主たる目的は、科学的技術的調査の発展を促進し奨励することにあるのである。

（一）鉱物資源

原子力の生産に必要な鉱物資源は、多くの面において、規制の対象とされていふ。

トマシムやば、一九五一年に「原子力

利用を管理する國家調査会議の設置に關する法律」（Law Establishing the Na-

tion Research Council Controlling the Utilization of Atomic Energy, 1951）が定められ、原子力利用の範囲のための国家調査会議が設けられた。しかし、この機関の主たる目的は、科学的技術的調査の発展を促進し奨励することにあるのである。

（一）鉱物資源

原子力の生産に必要な鉱物資源は、多くの面において、規制の対象とされていふ。

トマシムやば、一九五一年に「原子力

利用を管理する國家調査会議の設置に關する法律」（Law Establishing the Na-

tion Research Council Controlling the Utilization of Atomic Energy, 1951）が定められ、原子力利用の範囲のための国家調査会議が設けられた。しかし、この機関の主たる目的は、科学的技術的調査の発展を促進し奨励することにあるのである。

（一）鉱物資源

原子力の生産に必要な鉱物資源は、多くの面において、規制の対象とされていふ。

トマシムやば、一九五一年に「原子力

利用を管理する國家調査会議の設置に關する法律」（Law Establishing the Na-

tion Research Council Controlling the Utilization of Atomic Energy, 1951）が定められ、原子力利用の範囲のための国家調査会議が設けられた。しかし、この機関の主たる目的は、科学的技術的調査の発展を促進し奨励することにあるのである。

（一）鉱物資源

原子力の生産に必要な鉱物資源は、多くの面において、規制の対象とされていふ。

トマシムやば、一九五一年に「原子力

利用を管理する國家調査会議の設置に關する法律」（Law Establishing the Na-

tion Research Council Controlling the Utilization of Atomic Energy, 1951）が定められ、原子力利用の範囲のための国家調査会議が設けられた。しかし、この機関の主たる目的は、科学的技術的調査の発展を促進し奨励することにあるのである。

（一）鉱物資源

原子力の生産に必要な鉱物資源は、多くの面において、規制の対象とされていふ。

トマシムやば、一九五一年に「原子力

利用を管理する國家調査会議の設置に關する法律」（Law Establishing the Na-

tion Research Council Controlling the Utilization of Atomic Energy, 1951）が定められ、原子力利用の範囲のための国家調査会議が設けられた。しかし、この機関の主たる目的は、科学的技術的調査の発展を促進し奨励することにあるのである。

（一）鉱物資源

原子力の生産に必要な鉱物資源は、多くの面において、規制の対象とされていふ。

トマシムやば、一九五一年に「原子力

利用を管理する國家調査会議の設置に關する法律」（Law Establishing the Na-

tion Research Council Controlling the Utilization of Atomic Energy, 1951）が定められ、原子力利用の範囲のための国家調査会議が設けられた。しかし、この機関の主たる目的は、科学的技術的調査の発展を促進し奨励することにあるのである。

（一）鉱物資源

原子力の生産に必要な鉱物資源は、多くの面において、規制の対象とされていふ。

トマシムやば、一九五一年に「原子力

利用を管理する國家調査会議の設置に關する法律」（Law Establishing the Na-

tion Research Council Controlling the Utilization of Atomic Energy, 1951）が定められ、原子力利用の範囲のための国家調査会議が設けられた。しかし、この機関の主たる目的は、科学的技術的調査の発展を促進し奨励することにあるのである。

（一）鉱物資源

原子力の生産に必要な鉱物資源は、多くの面において、規制の対象とされていふ。

トマシムやば、一九五一年に「原子力

利用を管理する國家調査会議の設置に關する法律」（Law Establishing the Na-

tion Research Council Controlling the Utilization of Atomic Energy, 1951）が定められ、原子力利用の範囲のための国家調査会議が設けられた。しかし、この機関の主たる目的は、科学的技術的調査の発展を促進し奨励することにあるのである。

（一）鉱物資源

原子力の生産に必要な鉱物資源は、多くの面において、規制の対象とされていふ。

トマシムやば、一九五一年に「原子力

利用を管理する國家調査会議の設置に關する法律」（Law Establishing the Na-

tion Research Council Controlling the Utilization of Atomic Energy, 1951）が定められ、原子力利用の範囲のための国家調査会議が設けられた。しかし、この機関の主たる目的は、科学的技術的調査の発展を促進し奨励することにあるのである。

（一）鉱物資源

原子力の生産に必要な鉱物資源は、多くの面において、規制の対象とされていふ。

トマシムやば、一九五一年に「原子力

利用を管理する國家調査会議の設置に關する法律」（Law Establishing the Na-

tion Research Council Controlling the Utilization of Atomic Energy, 1951）が定められ、原子力利用の範囲のための国家調査会議が設けられた。しかし、この機関の主たる目的は、科学的技術的調査の発展を促進し奨励することにあるのである。

（一）鉱物資源

原子力の生産に必要な鉱物資源は、多くの面において、規制の対象とされていふ。

トマシムやば、一九五一年に「原子力

利用を管理する國家調査会議の設置に關する法律」（Law Establishing the Na-

つとして極めて広汎に、たゞ「必要原綫」の踏査と探査を組織化し統制するに止む。

したがて、フランスでは「放射性鉱物の試掘権の政府保有のための政令」(Decree Reserving to the Government the Right to Prospect for Radioactive Minerals, 1945)「海外フランス領における原子力原料に関する政令」(Decree concerning Atomic Energy Materials in Overseas France, 1946)が定められた。後者によれば、原子力に関する研究及び計画に必要な鉱物の探査権が国家に保有されるといふことである。(一条)、これがともに、一定の鉱物が指定されてゐる(ウラニウム鉱、トリウム鉱、トリウム鉱等)。

その他、原料物質産出国では、その国有化を定めている例が多い(例えば、一九四八年のチリのウラニウム鉱床の国有化の政令、一九五〇年のホンジュラスの放射性鉱物資源の国有化の政令等)。

(2) 原子力の生産、利用に必要な物質

原子力の生産、利用に必要な物質は、原子力法の対象の中でも、最も重要なものの一つである。

アメリカ原子力法では、この点について、

では、三つの対象を区別して規定している。その一つは、「原料物質」の「(prescribed substance)」として、ウラン(トリウム及び原子力委員会が「特殊核物質」(後述)の生産に必要不可欠なものとして確認して決定した物質である(第一条)。

二つ目は、「(したがって、同法の「原料物質」とは、第一に、前述の鉱石、第二に、ことに述べた物質の両者を意味する)」との「(特殊核物質)(special nuclear material)」と称せられるものである。それは第一に「アルミニウム(同位元素)」(III)または「三五の濃縮ウラニウム、及びその他の原子力委員会が「相当多量の原子エネルギーを放出する」と確認して決定したもの(二条)

第三に、「(ただし、インダストリアル・オーストラリアの原子力法三條)」と規定して決定したもの(二条)

の二つである。しかし、それは第一に「アルミニウム(同位元素)」(III)または「三五の濃縮ウラニウム、及びその他の原子力委員会が「相当多量の原子エネルギーを放出する」と確認して決定したもの(二条)

第三に、「(ただし、インダストリアル・オーストラリアの原子力法三條)」である(但し、いずれも原料物質を除く)。その三は、「副産物」(by-product material)と称せられるものであり、それは、「特殊物質の生産または利用の過程において産出され、その過程に付随する放射線の照射により放射性をもつて至った物質(但し、特殊核物質を除く)」であり(二条)。この副産物

も、原子力利用のために一定の規制のもとに配給されるのである(二条、八二条)。

イギリス原子力法は、この点について、は、出穀的、広汎な規定の仕方をとる

。わざわざ、同法は、「指定物質」(prescribed substance)として、ウラン(トリウム、トロチウム、チルトリウム、ネプタニウム、トロチウム、ナトリウム、セバタ

ム)、これらは、自然物たると人工物が、原子力の生産、利用、研究に必要とするためのその他の物質を規定している。

（一八条）インドの原子力法(オーストラリアの原子力法、カナダの各原子力法(Act relating to Development and

the Control of Atomic Energy, 31. Aug. 1946)は、これとほぼ同じ規定をねらしてある(ただし、インダストリアル・オーストラリアの原子力法三條)。

カナダは、ふつて、トヨタリウムをあげてある)(インド原子力法三條)、オーストラリア原子力法三條)。

イギリスが最も進んでいるところが

である。しかし、アメリカ原子力法においてある。「特殊核物質」の配給についても、これは、「安全基準」に準拠すること(五三条)。

「原料物質」の移管、譲渡、譲受についても、「公衆の健康と安全」を害する場合の輸出入禁止(六九条)、「副産物」の配給に

ても「安全基準」に適合しない設備の場

合の配給禁止(八一条)などが定められていふことは、これらの物質が放射物質であるがためにほかならないであろう。

「原料物質」とかれているものは、可成り、広汎であり、要するに、原子力の生産、利用、研究に必要な物質は、すべて、これに指定されるようになつてゐると思われる。したがつて、それは、アメリカ

原子力法のいわゆる「原料物質」(鉱石をのぞく)「特殊核物質」「副産物」をも実質的にくふむ、かつ、これより広いものとなるであら。

(4) 原子力

アメリカ原子力法では、原子力とは、「核分裂(nuclear fission)または核変換(nuclear transformation)の過程において放出されるあるいは放出されるエネルギー」である(二条)。

イギリス原子力法では、原子力とは、「核分裂(nuclear fission)または核変換(nuclear transformation)の過程において放出されるあるいは放出されるエネルギー」である(二条)。

イギリス原子力法は、この点について、

角度からではなくて、社会的危機の防

止や公衆衛生的見地から、その物の放射

過程の結果としての原子核(at-

mic nuclei) から放出されるエネルギー (但し、外的手段によって促進され又は影響を受けない自然的な変態 (transmutation) 又は放射性の減衰 (radioactive decay) の過程において放出されるエネルギーを含まない) とされ (一八条(1)) インド原子力法 (三条(a)) は、これと全く同じであり、オーストラリア原子力法 (III条) も、ほぼ同じである。

カナダ原子力法では、原子力は「原子の変転 (transmutation) から誘導され (created) 又は、これにより造出され (trancemutation) 」との如きの形態のエネルギー (energies) である (III条(a))。

(5) 施設

原子力の生産設備や利用設備もまた管

理の対象とされる場合が多い。

アメリカ原子力法では、「生産施設」 (production facility) として「特殊核物質 (special nuclear material) の生産や運搬する設備または装置 (equipment or device)」 (一一条P(1)) があげられ、

また、「利用施設」 (utilization facility) として、「特殊核物質を利用する設備または装置」 (一一条v(1)) それが一定の規制の対象とされる (イギリス原子力法では、「原子力の生産あるいは利用のための設備 (plant)」) が規制の対象とされる (四条、八条(1) (c)、一〇条(1)(iii)、一八条(1)等)。イン

ド原子力法 (五条(1)(c)、八条(1)(c)、一〇

条(1)(iii)、三條(2)) も同様である。

III 規制の方法

規制の方法は、各国によりて、差異があり、厳重な管理、統制が行われているものもあるが、比較的、ゆるやかな規制にとどまるものもある。また、規制の方 法は、それぞれの規制の対象について、詳細に定められている場合もあるが、(ア) には、全体としての特色に着目しつつ、その概要をみるとこととする。

アメリカの原子力法は、最も厳重な管理、統制を定めているといふことだが、それは、軍事・平和の両面を考慮しているとはいへ、「国防と安全保障」を至上目的と考えてゐるからにはならない。

その規制の要点は、生産設備と特殊核物質を国所有に帰せしめ、原子力委員会によつて、これらを管理運用させ、必要に応じて、これを解放するといふ点にある。すなわち、生産設備は、合衆国の機関としての同委員会が、原則として、独占的に所有し (四一条a)、生産する権限と義務とを有し、まだ、一定の条件のもとに、他の者との契約によつて、同委員会は、これによって特殊核物質を生産する権限と義務とを有する。

イギリス原子力法では、「原子力の生産あるいは利用のための設備 (plant)」が規制の対象とされる (四条、八条(1) (c)、一〇条(1)(iii)、一八条(1)等)。イン

ド原子力法 (五条(1)(c)、八条(1)(c)、一〇

条(1)(iii)、三條(2)) も同様である。

許可による一定の条件のもとに、これが配給される (五三条)。原料物質については、ふくら、國の獨占的所有といふこと

は規定されていないが、その移管、引渡し、譲受、移出入、輸出入については、委員会の許可を要する (六二条) のならず、委員会は、原料物質を取得するた

にといまるものもある。また、規制の方 法は、それぞれの規制の対象について、詳細に定められている場合もあるが、(ア) には、全体としての特色に着目しつつ、その概要をみるとこととする。

アメリカの原子力法は、最も厳重な管理、統制を定めているといふことだが、それは、軍事・平和の両面を考

慮しているとはいへ、「国防と安全保障」を至上目的と考えてゐるからにはならない。

その規制の要点は、生産設備と特殊核物質を国所有に帰せしめ、原子力委員会によつて、これらを管理運用させ、必要に応じて、これを解放するといふ点にある。すなわち、生産設備は、合衆国の機関としての同委員会が、原則として、独占的に所有し (四一条a)、生産する権限と義務とを有する。

イギリスの規制の方法は、アメリカに比べると、やや、緩和された形であるといふ。

イギリス原子法の規則の要点は、アメ

リカのようないくつかの所有に帰せしめられる権限を留保して、一定の規制を加えられたある。同原子力法は、当初は (一九四六年) 供給大臣 (Minister of Supply)

に一般的職責を与える (一条) とともに、広汎な一般的権限を与えていた (二条) が、その後、一九五三年に、同法に附則 (Transfer of Function (Atomic Energy and Radiative Substances) Order, 19. Nov. 1953) が付され、原子力公社法の制定により、核機相に全面的に移管された (公社法二条(3)により原子力法二条(1)廃止)、しかし、核機相は、指定物資、鉱物、施設等に関する情報を要求する権限 (四条)、鉱物を探査する権限 (六条)、鉱物採掘権を強制取得する権限 (七条)、指定物資、鉱物のストック及び施設を強制取得する権限 (八条)、原子力の生産及び利用の統制を行う権限 (一〇条)、さらに、施設に関する情報発表を制限する権限 (一一条)などをもつて

制（四条）が行われ、放射性物質及び放射装置をともなう職業に対する安全規則に関する規定（六条）がもつけられている。

インドの原子力法は、大体において、イギリス原子力法（同公社法の制定以前のもの）と同様である（条項別に対比すると、印度四条はイギリス四条、印度五条はイギリス四条、印度七条はイギリス六条、印度九条はイギリス九条、印度一〇条はイギリス一〇条、印度一一条はイギリス一一条等）。

オーストラリアの原子力法も、イギリスに類似する点がみられるが、若干の相異点もあり、自然状態にある指定物質などは原則として国の財産とされ（六条）、指定物質及びこれをふくむ鉱物を発見したものは、所管大臣に報告しなければならない（七条）、また所管大臣は、指定物質の統制権限を有し指定物質を得られる鉱物に関する鉱業及び、指定物質の取得、生産、取扱い、占有、使用、処分、輸出入を許可なきかぎり禁止することができ（九条）、また情報については、防衛の利害に関する場合には、情報の提供を要求することができる（八条）。

カナダの原子力管理法は、原子力管理局（Atomic Energy Control Board）による定の権限をもつて、これがどもよい、

同局は、(a) 原子力に関する調査研究を行なう、(b) 核密会議議長の承認

をして、原子力を利用し、利用させ、(c) 枢密会議議長の承認を得て、指定物質、原子力の生産、利用研究の施設及び財産の購入、賃貸借、使用、収用などを行ない、また(b) 原子力に関する教育、訓練などをも行なうほか多くの権限を有して、(d) ある（八条）。

フランスの原子力に関する規制は、前述の放射性鉱物の試掘権の政府保有に関する政令のほか、「原子力部設置に関する命令」による原子力部（Commissariat à l'Energie Atomique）によって行われているが、それは、あわめて一般的抽象的であり、かつてのやかなものにすぎない。原子力部は、つるのような権限を有している。(a) 原子力を科学的・工業的に利用するための科学的技術的調査、(b) 原子力の破壊的効果に対する、人及び物を保護する措置の研究、(c) 関係各省とともに、必要原料の踏査と探掘を組織化し、統制すること、(d) 原子エネルギーの基礎的装置の工業的段階の実現、(e) 政府に対し情報を提供し、(f) 一般に科学的分野の発展でフランスに利益をもたらすための役立つためのあらゆる措置を講ずることと(1条)。

四 管理の機構

原子力の管理の機構について、各國

間には、それぞれ相異がみられる。これらの相異が、どのような理由から生ずるかと云ふことについては、その国の一般的な行政組織上の特色、原子力管理に対する基本的態度その他について多くの研究を要する問題があるであろう。しかし、ここでは、これらの理由についての説明は、しばらくおき、管理機構の概要をみるとこととする。

(1) 委員会制度によらず、政府の行

政機関が直接統制、管理するの

(a) アメリカ

イギリスでは、枢機相が、原子力法及び放射性物質法の運営に関する権限を有している。ただし、イギリスでは別に原子力公社法により原子力公社が設けられていて（この公社に対しても枢機相が監督権をもつていて）、この公社は、一定数の委員から成り、委員は、上院の助言と同意により大統領によって任命される、そのうち一人は大統領により委員長に任命される（二二条、二二条）。委員会には、事務局（二二三条）、事務総長（General Manager）がおかれ（二四条）。また、科学的技術的問題に関して委員会に助言する諮問委員会（民間人から大統領が任命する九人の委員から成る）が設けられ（二六条）、国防省と原子力委員会との間の連絡機関として軍事連絡委員会（Military Liaison Committee）がおかれ（二七条）。

イギリスの公社法制定前の原子力法の構想は、大体において、インド、オーストラリアにとり入れられてゐるとしてよ

い。したがって、印度原子力法、オーストラリア原子力法でも、委員会は設けられたねらず、印度では中央政府、オーストラリアでは、所管大臣が権限を与えられている。ただ、オーストラリアの場合には、大臣の諮問機関として、諮問委員会（Advisory Committee）がおかれて、五人以下の委員から成り、原子力法の運営につき大臣に勧告し援助するのをねがっている（四条）。

1955.11. 1

ジュリスト

に關する命令によつて設けられたる(11条)。この部は、委員会(Comité)なる
ハレ、政府の「指令命令(Directives générales du Gouvernement)」をもつて運営され
る(11条)。この委員会は、1、政府代表の総監理者(Administrator général, délégué du Gouvernement)、2、科学的及び工業的分野での専門家たる議長(Chairman)、3、国防高等専門家の議長(Chairman of the Scientific and Industrial Comitées)、4、国家科学調査局の議長(High Commissioner of the National Bureau of Science)、5、11人の委員長がなる(11条)。専門家たる議長は内閣議長なる(11条)。専門家たる議長の委員会の一人は、高等委員(Haute-commissaire)となる(11条)。このうちこの中、フランスの原子力局は、行政と科学の調和をはかるべし試みて居る。すなわち政府代表の総監理者は、主任として同局の行政事務局を担当し、高等委員は科学的技術的面を担当するのである。

(3) 公共企業体によるもの

イギリスでは、すでにのべたように、原子力公社（Atomic Energy Authority）が設けられ、この公社は、委員長及び七人乃至一〇人の委員から成り、委員長及び委員は、すぐれて、枢機相によって任命されるが、そのうち、三人は原子力に関する学識経験者でなければならぬとされている（一条）。

(実質上の内閣)である、その科学工業委員会に対する命令に従い、この委員会に対しても公共の利害に関する事項について勧告し（七条）、また年次報告書を提出する（一一条）。

(4) 調査及び獎勵機関を設けてい
るもの

有益とみとめるすべてのことを行なうこと（建物の建造、工事の実施及び鉱物の検査とその事業を含む）、五、大学その他施設又は人と調査につき取締を結ぶこと、及び、松機相と大蔵大臣との承認を得て、これらに贈与し又は貸付を行うこと、六、情報を配布し、人才を教育訓練することである。（二条本文）ただし、この取組に反するかぎりだめや。（ただ、原子兵器の explosive nuclear assemblies の改良型をもたらすような試験的作業は認められる）、あた、採掘には、松機相の承認をうけねばならず、かつ、鉱業は、原子力法（七条）（後出）によってみるとめられた権利の行使としてのみ認められる（二条但書）。原子力法による権限は、公社法制定とともになう同法の改正によってみとめられたもので、これには、一、松機相の命令による鉱業経営権の強制取得（七条）、二、特許発明に関する書類及び情報の調査（一二条⁽²⁾）、三、情報の公開の許可（一三条）などである。公社は、松機相の監督のもとにおかれるのであり、松機相は、公社に対しても命令権限を有するが、この命令は些細な事項には及ばないものとされ、また公社は松機相の要求に応じて会計その他の報告を提出しなければならず、かつ、年次報告を松機相に提出し、松機相は、これを議会に提出することとなつていい。（三

条）。その他、公社には、事業実施に関する社会上の危害防止や公衆衛生上の見地から、イオン化放射の損害を防ぐ義務や、七年間は放射性廃物を排出しない義務などが課せられていることも注目され（五条⁽³⁾（4））。

(4) 調査及び奨励機関を設けてい るもの

原子力の統制、管理というよりも、調査乃至奨励のための国家機関を設けている程度のものもある。

ブラジルの「原子力利用の管理に関する国家調査会の設置に関する法律」（一九五一年）によれば、国家調査会は、科学的技術的調査の発展を促進し奨励することを目的としている（一条）。この調査会の機能は、一、科学的技術的調査を行い、又は、他の内外の施設と協力して行うこと、二、他の公的私的の施設における科学的技術的調査を奨励すること、三、研究者や技術者の養成を援助すること、四、科学的調査の発展及び研究者の養成につき、大学その他の高度の施設と協力すること、五、内外の施設との技術的科学的文書の交換を行い、内外の会議会合に参加すること、六、意見の発表、情報の提供を行なうこと、七、所管官庁に必要な措置を提示することである（三条）。

（筆者・北大教授、東大講師）